

法 学 第 55 号

平成 23 年 4 月 7 日

私立高等学校、特別支援学校及び
高等課程を置く専修学校設置者 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

東北地方太平洋沖地震により被災した生徒等に関する高等学校等就学支援金の取扱い
について（通知）

このことについて、別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、設置する学校において、被災した生徒の状況に応じた柔軟な対応がなされるよう
よろしくお願いいたします。

担 当：私学振興担当
電 話：019-629-5042
ファクシミリ：019-629-5049
E-mail：ah0007@pref.iwate.jp

事 務 連 絡

平成23年4月4日

都道府県私立学校担当部局

高等学校就学支援金担当者 殿

文部科学省初等中等教育局

財務課高校修学支援室

東北地方太平洋沖地震により被災した生徒等
に関する高等学校等就学支援金の取扱いについて

このたび、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に被災した私立高等学校等の生徒等に
係る高等学校等就学支援金の取扱いについて、Q&Aを作成しましたので、お送りします。

各都道府県におかれましては、本Q&Aも参考に、引き続き関係法令の趣旨、高等学校等就学支援
金事務処理要領を踏まえた取扱いをお願いします。

また、各都道府県内の支給対象高等学校等に対し、本事務連絡について十分御周知いただくとも
に、必要な支援をお願いします。

今回送付いたしますQ&A以外でも、被災した私立高等学校等の生徒に係る就学支援金の取扱いに
ついて、ご不明な点、疑問点などございましたら、下記の本件連絡先までご連絡下さい。

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局

財務課 高校修学支援室

河村、佐藤、磯田

(電話) 03-6734-3578

(FAX) 03-6734-3177

(E-mail) shuugaku@mext.go.jp

被災した生徒等に関する高等学校等就学支援金に関するQ & A

問1 被災した市町村が課税証明書等を発行できない場合、保護者が行方不明の場合などには、弾力的に低所得加算を認定して良いか。

(答)

被災した生徒からの、就学支援金の加算認定の届出については、市町村庁舎の被災等によって課税証明書等（納税通知書、生活保護受給証明書等を含む。）の発行を受けられない場合などやむを得ない理由がある場合には、申請が可能となってから15日以内に申請すれば、被災した日に遡及して加算認定をすることができますので、被災した生徒の状況に応じた柔軟な対応をお願いします。

以上の取扱いでは生徒の修学機会の確保に支障をきたすような具体的な場合には、ご相談下さい。

問2 低所得者加算の届出書の「保護者の所得に関する書類を提出できない」場合の「理由」を記入する場合、（今回の被災により両親が亡くなった場合など）生徒の心情に配慮し、学校が生徒に確認した上で、生徒に代わり理由を記載するなどの柔軟な対応は可能か。

(答)

個別の事情に応じ、生徒の意思を確認した上で、学校が生徒の代わりに記入していただいて構いません。